

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年10月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和6年10月1日	有限会社鹿児島マルトウ (法人番号5340002012863) 代表者上栗幸祐	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和6年6月4日、監査実施。1件の違反 が認められた。(1)過積載運送(貨物自 動車運送事業法第17条第3項)	1	1
	鹿児島県鹿児島市中山町 6069-1	鹿児島県鹿児島市中山町 6069-1					
令和6年10月16日	鹿児島トランスポート株式 会社(法人番号 1340001000996) 代表者 下村正一	本社営業所	事業停止(7日間) 輸送施設の使用停止 (260日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和5年12月19日、監査実施。2件の違 反が認められた。(1)過積載による運送 の指示(貨物自動車運送事業法第17条 第3項)、(2)過積載運送(貨物自動車運 送事業法第17条第3項)	26	26
	鹿児島県鹿児島市七ツ島 1丁目5-2	鹿児島県鹿児島市七ツ島 1丁目5-2					